

指定行政機関の国民の保護に関する計画の作成及び変更

令和3年9月24日の閣議において、デジタル庁及び総務省の国民保護計画の作成及び変更について「異議がない」旨を決定しました。

- ・ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、全ての指定行政機関が、国民の保護に関する計画を作成し、その後も必要に応じて計画を変更しており、計画の作成及び変更にあたっては、内閣総理大臣への協議が必要とされている（軽微な変更を除く）。
- ・ 今般、デジタル庁及び総務省から、計画の作成及び変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

指定行政機関の国民保護計画の作成及び変更概要

【デジタル庁】

省庁共通的な事項及び総務省から移管される事務（※）を内容とする国民保護計画を新たに作成。

【総務省】

総務省からデジタル庁に移管する事務（※）を削除。

（※） 行政機関が共用する情報システムの復旧等に関すること。